第六条

両締約国政府は、次の事項を確保する。

a　受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、第三国の政府、個人、企業、機関、組織又は他の団体に対し、送付済秘密情報を提供しないこと。

b　受領締約国政府は、自国の国内法令に従い、送付済秘密情報について、対応する水準の秘密指定がされている自国の秘密情報に与えている保護と同じ水準の保護を与えること。

c　受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、送付済秘密情報が提供された目的以外の目的のために、送付済秘密情報を使用しないこと。

d　受領締約国政府は、自国の国内法令に従って、送付済秘密情報に関係する特許権、著作権又は企業秘密のような知的財産権を尊守すること。

e　各締約国政府は、秘密情報取扱資格認定を受けており、かつ、秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿を保持すること。

f　受領締約国政府は、自国の国内法令に従って、送付済秘密情報へのアクセス及び送付済秘密情報の配布を管理すること。

g　受領締約国政府は、そのコンピュータ情報システムであって送付済秘密情報の取扱いのために利用されるものが、自国の国内法令に従って、自国の適当な当局により秘密保持に関する認定を受けることを確保すること。

h　提供締約国政府は、受領締約国政府に提供した秘密情報の秘密指定のその後の変更について、受領締約国政府に対し通知すること。

第七条

1　いかなる政府職員も、階級、地位又は秘密情報取扱資格認定のみにより、送付済秘密情報へのアクセスを認められてはならない。

2　送付済秘密情報へのアクセスは、政府職員であって、職務上当該アクセスを必要とし、かつ、受領締約国政府の国内法令に従って秘密情報取扱資格認定を受けたものに対してのみ認められる。当該政府職員は、アクセスを認められる前に、送付済秘密情報の保護についての自己の責任に関して説明を受ける。

3　受領締約国政府は、政府職員に対する秘密情報取扱資格認定が、国家安全保障上の利益と合致し、及び当該政府職員が送付済秘密情報を取り扱うに当たり信用できかつ信頼し得るか否かを示す全ての関連する情報に基づき行われることを確保する。

4　受領締約国政府は、送付済秘密情報へのアクセスを認めようとする政府職員に関して、3に規定する基準が満たされていることを確保するため、自国の国内法令に従って適当な手続を実施する。

5　提供締約国政府の代表者が受領締約国政府の代表者に対し秘密情報を提供する前に、提供締約国政府は、受領締約国政府の関係する権限のある当局から、予定される受領者が必要な水準の秘密情報取扱資格認定であって第四条の規定に基づく対応する秘密指定の水準に応じたものを受けていることについて保証を得る。

第八条

受領締約国政府は、自国の関係法令に基づく開示請求であってこの協定に基づいて提供された送付済秘密情報に関係するものを受けた場合には、自国の関係法令に従い、そのとる措置を書面により適時に提供締約国政府に通報する。

第九条

1　一方の締約国政府の個人又は契約者が他方の締約国政府により保持されている秘密情報へアクセスすることを伴う訪問は、当該他方の締約国政府の事前の承認によってのみ行われる。当該訪問の承認は、当該個人又は契約者であって、第七条及び第十七条の規定に従って必要な水準の秘密情報取扱資格認定を受けており、かつ、公務の遂行のためにそのアクセスを必要とするものに対してのみ与えることができる。

2　訪問の申請は、訪問を行う一方の締約国政府の関係する権限のある当局により、政府間の経路を通じて、他方の締約国政府の関係する権限のある当局に対して提出される。当該申請には、訪問を行う個人又は契約者が第七条及び第十七条の規定に従って必要な水準の秘密情報取扱資格認定を受けていることの証明を含める。

第十条

1　秘密情報は、提供締約国政府の国内法令に従い、政府間の経路を通じて両締約国政府の間で送付される。提供締約国政府は、自国の国内法令に従い、全ての秘密情報の保管、管理及び秘密保持について、受領締約国政府が当該秘密情報を受領するまで責任を有する。

2　受領締約国政府は、提供締約国政府が要求する場合には、秘密情報の受領を書面により確認する。これを円滑に行うため、提供締約国政府は、秘密情報に、受領締約国政府が署名し、提供締約国政府に返送すべき受領証を添える。

第十一条

両締約国政府の間で送付されている間の秘密情報の秘密保持に関する最低限の義務は、次のとおりとする。

a　文書その他の媒体の形態をとる秘密情報

(i)　秘密情報は、封印された若しくは開封を表示する封筒又は秘密保持袋に封入された別の封印された又は開封を表示する封筒に入れて送付される。当該封入された封筒には、当該文書その他の媒体の秘密指定及び受領予定者の属する組織の住所のみを記載し、外側の封筒又は秘密保持袋には、当該受領予定者の属する組織の住所、発送者の属する組織の住所及び適当な場合には登録番号を記載する。

(ii)　封入される文書その他の媒体の秘密指定は、外側の封筒又は秘密保持袋には表示してはならない。

(iii)　前条の規定に従って提供締約国政府が要求する場合には、秘密情報を含む包みのために受領証が用意される。封入される秘密情報の受領証は、受領締約国政府の最終の受領者により署名され、提供締約国政府の発送者に返送される。

b　装備の形態をとり、又は装備に含まれる秘密情報

(i)　秘密情報は、その内容が識別されることを防止するために、封印され、かつ、被覆された車両により送付され、又は確実に包装され、若しくは保護されるとともに、許可されていない個人によるアクセスを防止するために、継続的な管理の下に置かれる。

(ii)　発送を待つ間、秘密情報は、当該秘密情報の秘密指定の水準に応じた保護を与える保護された保管区域に置かれる。必要な水準の秘密情報取扱資格認定を受けている許可された個人のみが、当該装備にアクセスを有するものとする。

(iii)　前条の規定に従って提供締約国政府が要求する場合には、受領証は、秘密情報が送付されている間にその管理者が変わる場合又は秘密情報が受領締約国政府の最終の受領者に引き渡される場合のいずれであっても、取得される。全ての受領証は、提供締約国政府の発送者に返送される。

c　電子的送付

(i)　秘密情報は、送付されている間、該当する秘密指定の水準に照らし適当な暗号を使用することにより保護される。送付済秘密情報の処理若しくは保管又は秘密情報の伝達を行うための情報制度の基準は、当該情報制度を採用する締約国政府の適当な当局により、秘密保持に関する認定を受ける。

(ii)　受領締約国政府は、送付済秘密情報の受領についての記録を保持する。この記録は、提供締約国政府が要請した場合には、提供締約国政府に提供される。

第十二条

締約国政府は、送付済秘密情報が保管されている全ての政府の施設の保安に責任を有するとともに、各施設について、送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する政府職員を指名することを確保する。

第十三条

受領締約国政府は、第七条及び第十七条の規定に従ってアクセスを許可された個人のみがアクセスすることが確保されるような方法により、送付済秘密情報を保管する。